

島田市新型コロナウイルス感染症対策事業 市内で頑張る中小企業者等を応援します！

第2弾中小企業者等応援給付金

◎対象事業主(次のすべての要件に該当する事業主)

- (1) 市内に事務所または事業所を有する**中小企業者等**であること
- (2) 新型コロナウイルスの影響を受け、**令和2年12月又は令和3年1月**の売上高が前年同月等の売上高と比較して**30%以上減少**していること
- (3) **令和2年12月又は令和3年1月**の前年同月等の売上高が**10万円以上**であること
- (4) 市内で**6か月以上**事業を営んでおり、かつ今後も事業を営む意思があること

◎交付額 10万円 ※1事業主あたり1回まで

◎申請方法 裏面に記載

◎申請受付期間 **令和3年2月12日(金)～令和3年3月15日(月)まで**

※ご不明な点は、商工課または農業振興課までお気軽にお問い合わせください。

申請方法

以下の資料を準備の上、下記申請先へ提出（郵送での提出も可能です）

- (1) 申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 経営状況確認書（様式第2号）
- (3) 売上高の確認書類又は税理士（会計士）による確認のいずれか
- (4) 請求書（様式第4号）

※その他、口座情報がわかるもの（通帳等）と印鑑をご持参ください

【申請・問い合わせ先】

●農林業者以外

島田市産業観光部商工課商工政策係
〒427-8501 島田市中心中央町1-1
(本庁舎2階)
電話：0547-36-7146

●農林業者

島田市産業観光部農業振興課農業係
〒427-8501 島田市中心中央町1-1
(本庁舎2階)
電話：0547-36-7168

給付金 Q & A

Q 1

「中小企業者等」とは？

以下の表に当てはまる方になります。

業種分類	中小企業法の定義
製造業 その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人

その他、事業協同組合、商店街振興組合等も対象となります。

Q 2

農林業者は対象になるの？

農林業者及び農業協同組合（市内に主たる事務所を有するもの）も対象となります。

Q 3

「売上高の確認書類」って？

売上台帳、試算表、確定申告書の写しなど、対象月の売上が分かる書類をご提出ください。

Q 4

他の補助金や給付金と併用はできるの？

併用可能です。

Q 5

申し込みから給付まではどのくらいかかるの？

おおよそ1週間から10日程度のお時間をいただく予定です。

Q 6

売上減少率の小数点以下の取り扱いは？

小数点以下を切り捨て、30%以上となっていることが条件となります。

Q 7

前年同月等の「等」って？

創業後1年経たない場合や売上高が月によって大きく変動する場合など前年同月との比較が難しい場合は、3か月間以上の平均額で比較することができる場合もあります。

Q 8

税理士(会計士)の確認は必須なの？

売上高の確認書類を提出する場合、税理士(会計士)の確認は不要です。なお、税理士(会計士)の印は実印である必要はありません。

その他、ご不明点等ございましたらお気軽に担当までご連絡ください。